

様式第 5 号(第 5 条関係)

宿泊施設経営休止・再開・廃止届出書

令和〇年〇月〇日

1

富士河口湖町長様

2特別徴収義務者住所山梨県南都留郡富士河口湖町船津〇〇〇〇番地〇氏名株式会社 河口湖宿泊観光(名称)個人番号(法人番号)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇電話番号0555-〇〇-〇〇〇〇

富士河口湖町宿泊税条例第8条第3項から第5項までの規定により、宿泊施設の経営の休止及び再開又は廃止について、次のとおり届け出ます。

宿泊施設	所在地	富士河口湖町船津△△番地
	名称	河口湖■■■旅館
	施設番号	●●●●
申告区分	☒ 休止 ☐ 再開 ☐ 廃止	
休止(予定)期間	令和〇年 〇月 〇日 から 令和〇年 〇月 〇日まで ☐ 再開日未定	
再開又は廃止の日	年 月 日	
休止又は廃止の理由	施設改修工事のため	

注 休止の届出の際、再開日が未定である場合、又は届出後に変更となった場合には、再開時にも必ず再開の届出書を提出してください。

1 「提出年月日」欄

- ・ 申請書の提出年月日を記入してください。(郵送の場合は、発送年月日を記入してください。)

2 「特別徴収義務者」欄

- ・ 特別徴収義務者の住所(所在地)、氏名(名称)、個人番号(法人番号)、電話番号を記入してください。

3 「宿泊施設」欄

- ・ 宿泊施設の所在地、名称、施設番号(町からお送りする宿泊税特別徴収義務者経営申告受理通知書または特別徴収義務者指定通知書に記載)を記入してください。

4 「申告区分」欄

- ・ 該当する項目にチェックを記入してください。

5 「休止(予定)期間」欄

- ・ 「休止」の届出を行う場合に、本欄に休止の(予定)期間を記入してください。
 - ・ 再開時期を定めずに経営を休止する場合は、休止開始日を記入し、再開日未定の項目にチェックを記入してください。
- ※再開時期が決定した場合には必ず再開の届出を行ってください。

6 「再開又は廃止の日」欄

- ・ 「再開」又は「廃止」の届出を行う場合に、この欄に再開又は廃止の年月日を記入してください。

7 「休止又は廃止の理由」欄

- ・ 「休止」又は「廃止」の届出を行う場合に、本欄にその理由を具体的に記入してください。